

配偶者等からの暴力被害者支援 マニュアル

～関係機関が連携してきめ細かな支援を行っていくために～

<公開用>

山梨県

目次

はじめに.....	1
1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは.....	2
(1) 定義.....	2
(2) 暴力の形態.....	3
(3) 暴力の特徴.....	4
2 支援の関係機関.....	6
(1) 安全な生活を確保するための支援の関係機関.....	6
(2) 法的手続きを進めるための支援の関係機関.....	7
(3) 自立生活促進のための支援の関係機関.....	8
【参考】 DV相談における関係機関の連携チャート.....	9
3 具体的な支援内容.....	10
(1) 山梨県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）.....	10
(2) 男女共同参画推進センター びゅあ総合（配偶者暴力相談支援センター）.....	12
(3) 山梨県警察本部.....	14
(4) 市町村.....	15
(5) 保健福祉事務所.....	17
(6) 女性の人権サポート・くろーばー.....	18
(7) 日本司法支援センター山梨地方事務所（法テラス山梨）.....	19
(8) 山梨労働局.....	21
(9) 山梨県県土整備部建築住宅課住宅対策室.....	22
参考文献.....	23

はじめに

配偶者等からの暴力に関する相談は、近年、高い件数で推移しており、件数に上っていない潜在的な被害者も相当数いると言われています。

配偶者等からの暴力を受けた被害者に支援を行う関係機関は、被害者から相談があった際には迅速に対応し、適切な支援につなげていくことが期待されており、そのためには、関係機関同士が互いの役割を理解し、緊密な連携をとっていく必要があります。

当県において平成31年度から5年間を計画期間として策定された、「第4次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」でも、関係機関のネットワークの充実が重点目標として位置づけられています。

このマニュアルでは、配偶者等からの暴力に関する基礎知識や、各関係機関の役割を説明し、申請様式等具体的な支援内容を掲載しています。

各関係機関にてご活用いただき、被害者支援に役立てていただくとともに、関係機関のネットワーク構築の一助となれば幸いです。

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

（1）定義

「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものであり、略して「DV」と呼ばれることもあります。

「DV」という用語は、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」の意味で使用されることが多いです。

配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」とも呼ばれます。

「DV防止法」における「親密な関係にある、又はあった者」とは、婚姻の届出をしている夫婦の他、婚姻の届出をしていない事実婚の者や、離婚した状態の者、事実上離婚したと同様の状態の者も含まれます。

また、交際相手であっても、同棲状態である者、かつて同棲状態であった者であれば、この法律を準用することとされています。

なお「DV防止法」では、被害者について男女の別を問いません。しかし、多くの場合、被害者は女性であることが、内閣府男女共同参画局の統計から分かります。

【参考】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を受けた者 について準用する。

(2) 暴力の形態

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの暴力は単独で起きることもあります、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合があります。

身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	性的暴力
<ul style="list-style-type: none">・ 殴る、蹴る、噛む、つねる等・ 物を投げる・ 物で叩く・ 刃物などの凶器を身体につきつける・ 髪をひっぱる・ 首をしめる・ 引きずりまわす・ 物を投げつける・ 正座のまま何時間も説教を受ける・ 出かけ先で場所に関係なく下車させられる	<ul style="list-style-type: none">・ 大声で怒鳴る・ 無視する・ 殴るそぶりをする、脅す・ 「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと言う・ 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする・ 交友関係や電話等を細かくチェックする・ 外出を制限する・ 大切にしている物を壊したり、捨てたりする	<ul style="list-style-type: none">・ 生活費を渡さない・ 支出を細かく監視する・ 外で働くことを妨げる・ 勝手に借金を作り、返済を強要する	<ul style="list-style-type: none">・ 性的行為を強要する・ 避妊に協力しない・ 中絶を強要する・ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
など	など	など	など

(3) 暴力の特徴

○DVのサイクル

DVには一定のサイクルがあります。

加害者には暴力をふるったあと、一転して反省し、優しくなる時期（開放期・ハネムーン期）があり、被害者はその姿を見て、「変わってくれるかもしれない」と期待し、逃げることを思いとどまります。しかし、その後再び加害者の緊張感が蓄積（蓄積期）し、暴力を振るう（爆発期）という繰り返しが起こるのです。

一般的には、このサイクルが繰り返されるたび、各段階での期間は短くなり、暴力の度合いが激しくなると言われています。

○なぜ逃げることができないのか

①恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないことがあります。

②無力感

被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

③複雑な心理

「暴力をふるうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」「理解してあげられるのは私だけ」との思いから、被害者であることを自覚するのが困難な場合があります。

④経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることもできないこともあります。

⑤子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかったり、「子どもから父親を奪うことになる」との思いから、逃げることに踏み切れないこともあります。

⑥失うもの

夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいことがあります。

○被害者への影響

被害者は暴力によって、けがなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることがあります。PTSDは、次のような症状が出る場合があります。

①自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえる。

- ②体験を思い出すような状況や場面を意識的または無意識的に避け続ける。
- ③あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりする。 など

○子どもへの影響

暴力を目撃したことによって、子どもにさまざまな心身の症状が表れることがあります。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することがあります。

また、DVが行われている家庭において、子どもが直接的な虐待を受けている場合もあるため、家族の状況を包括的に見る必要があります。

参考として、以下のようなパターンがあります。

- ①心理的虐待（DVによるもの）のケース
 - ・DVの目撃による心理的な衝撃や加害者の機嫌を損ねないようにすることが中心になることにより、子どもにとって安心できる家庭環境は失われている。
- ②DV加害者から子どもへの虐待があるケース
 - ・加害者は被害者へのDVと、子どもへの身体的な虐待を行っている。
- ③DV加害者及び被害者から子どもへの虐待があるケース
 - ・加害者は被害者へのDVと、子どもへの直接的な虐待を行っている。
 - ・被害者も子どもへの直接的な虐待を行っている。その際、被害者が加害者の支配的な態度に従わされている可能性がある。
- ④DV被害者から子どもへの虐待があるケース
 - ・加害者は被害者にDVを行っている一方で、被害者は子どもへの虐待を行っている。その際、被害者は、加害者の加害行動による被害に疲弊し、加害者の機嫌を損ねないために、虐待行為に至る場合もある。

この他にも様々なパターンが考えられるため、家族間の関係性をしっかりとアセスメントする必要があります。

2 支援の関係機関

配偶者暴力相談支援センターを始め、各関係機関の機能を知り、的確に活用することで、迅速かつ適切な被害者支援につなげていくことが必要です。

(1) 安全な生活を確保するための支援の関係機関

今の状況を相談したい
安全な生活を確保するために
どんなことができるか知りたい



相談・通報
・被害申告

警察

被害者の保護
被害防止等の指導
DV相談
加害者の検挙、指導・
警告等

相談・避難

**配偶者暴力相談
支援センター**

DV相談
一時保護
関係機関の紹介・
連絡調整

相談・避難

民間支援団体

DV相談
同行支援
配偶者暴力相談支援
センターからの
一時保護委託

相談・
制度利用

**市町村窓口/
福祉事務所**

DV相談
福祉制度の紹介
手続支援

保護命令
等の申立

地方裁判所

保護命令
接近禁止命令
退去命令
仮処分命令

受診(けが
がある場合)

医療機関

治療
被害者の発見
診断書の作成
関係機関の情報提供

相談・
制度利用

**性暴力被害者
サポートセンター**

性暴力相談
警察・病院との連携
関係機関との連携

相談(日本語
が苦手な方)

外国人相談窓口

外国語での相談

相談・子ど
もの避難

児童相談所

子どもに関する相談
子どもの一時保護

(2) 法的手続を進めるための支援の関係機関



離婚や親権などの法的手続が
よくわからない
どんな制度があるのか知りたい

相談・援助
の申込

**日本司法支援
センター
(通称:法テラス)**

DV法律相談援助
弁護士の紹介

弁護士の
紹介依頼

弁護士会

弁護士の紹介

離婚調停
申立

家庭裁判所

調停離婚
(調停不成立の場合)
判決離婚・和解離婚等
子の親権/面会交流/
養育費

(3) 自立生活促進のための支援の関係機関

自立のための一歩として、
どんな制度があるのか知りたい



相談・証明書発行申請

**配偶者暴力相談
支援センター**

相談
各種証明書発行
関係機関や制度の紹介

制度利用

**市町村/
福祉事務所**

生活保護の受給決定
児童扶養手当受給決定
市営住宅入居
母子生活支援施設入所
子どもの保育

県営住宅
申込

**住宅供給公社
/ 県営住宅管
理センター**

県営住宅入居

就職活動

ハローワーク

就職斡旋
職業訓練校の紹介

子どもの
転校

教育委員会

子どもの転校
子どもの相談

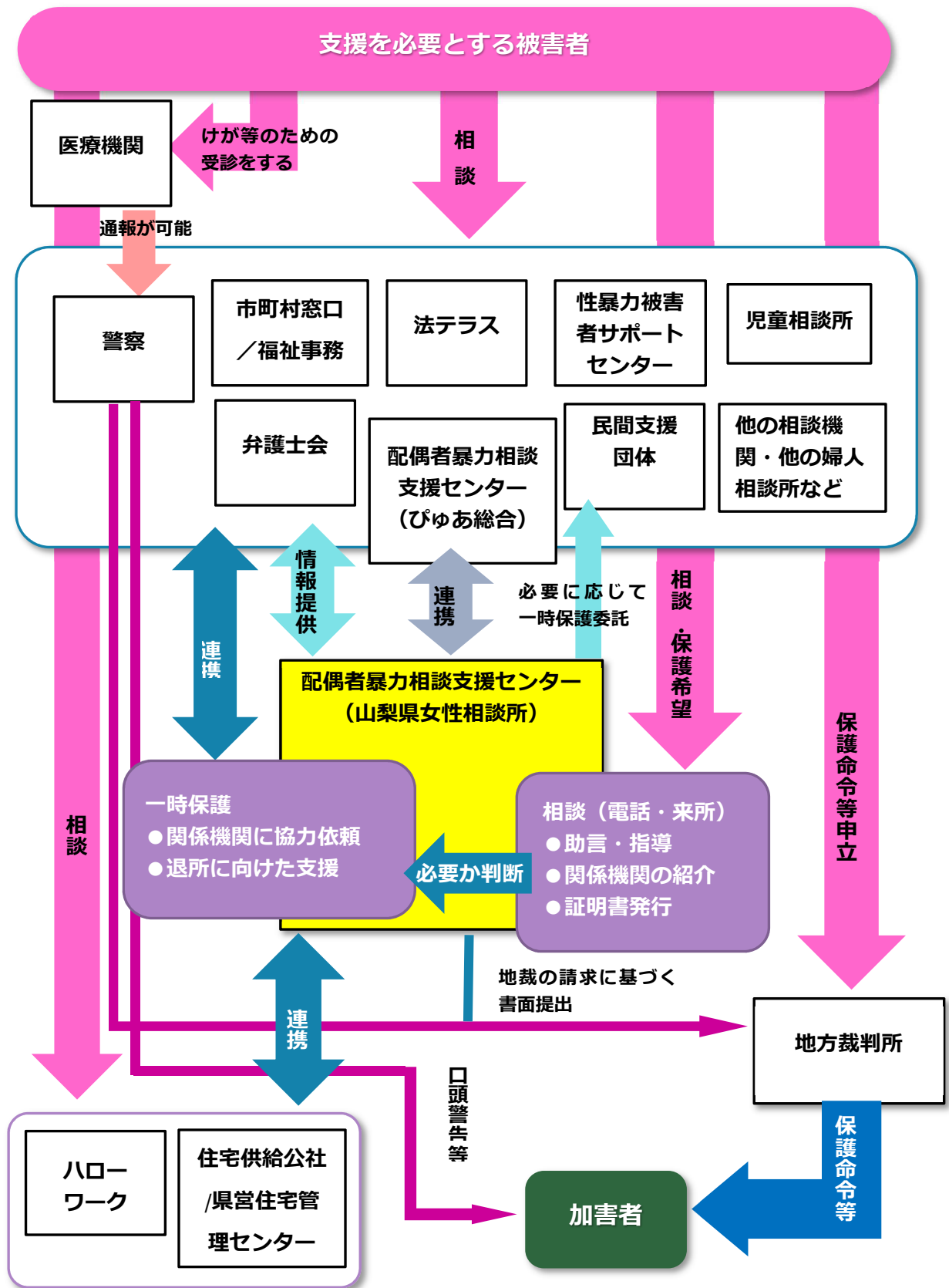
相談・独自の
制度

民間支援団体

相談
同行支援
物資の支援
貸付金制度

ここで示したのは支援の一例です。実際にどんな支援が可能かは、後項を参照の上、各関係機関にお問い合わせください。

【参考】 DV相談における関係機関の連携チャート



3 具体的な支援内容

各関係機関がどのような支援を行っているのか、具体的に紹介します。

(1) 山梨県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）

住 所 : 山梨県甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2階
電話番号 : 055-254-8633 (事務所)
 055-254-8635 (相談窓口専用ダイヤル)
メールアドレス : josei@pref.yamanashi.lg.jp
相談時間 : 電話相談 9:00~20:00 (平日のみ)
 来所相談 9:00~17:00 (平日のみ、要予約)

◇支援内容

●電話相談

- ・個人を特定しない相談。匿名やニックネームでも相談可能（相談者の意向で名乗ることも可）。
- ・相談上必要な情報と判断した場合、年齢や居住の市町村等を尋ねることがある（答えなくても可）。
- ・相談に対する助言指導、関係機関の情報提供、来所予約などを行う。

●来所相談

- ・初回相談時、相談票を記入してもらう。
- ・事前に予約の電話が必要。感染症拡大防止の観点から、来所前にある程度の事情を聴き取っている。

●一時保護

- ・一時保護所を運営（住所は非公開）。
- ・相談者（女性に限る）本人の希望を聴き取り、所内検討の上、緊急一時保護を実施する。

●証明書発行

- ・「DV防止法」第3条第3項に基づき、婦人相談員による来所相談、または一時保護を実施したことの証明書を申請により用途に応じ発行している。
- ・DVの事実があったことを認定するものではない。
- ・電話相談のみの相談者は、発行の対象にはならない。
- ・申請するのは相談者だが、宛先は関係機関である。相談者には、あらかじめ用

途と提出先を限定してもらう必要がある。

- ・ 身分証明書（写真付）の提示が必要。
- ・ 郵送での発行は、継続して来所相談をしている方であれば可能。但し、電話での聴き取りが必要なため、事前に連絡をいただき、その上で様式を送付することとしている。

● 男性からの相談について

- ・ 「配偶者等からの暴力」が主訴であれば、男性からの相談（電話・来所とも）可。但し、一時保護は婦人保護事業の一環として行っているため、不可。

(2) 男女共同参画推進センター ぴゅあ総合（配偶者暴力相談支援センター）

住 所 : 甲府市朝気 1 - 2 - 2
電話番号 : 055-235-4171 (事務所)
055-237-7830 (女性総合相談)
メールアドレス : Info-bun@yamanashi-bunka.or.jp
相談時間 : 9 時～17 時 (第 2・4 月曜日 (祝日の場合その翌日)、年末年始を除く)

◇支援内容

中核的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談所に対し、補完的な配偶者暴力相談支援センターとして、相談や自立支援、必要な情報提供を中心に支援を行う。(一時保護及び医学的・心理学的ケアは実施しない。)

●電話相談

- ・個人を特定しない相談。匿名やニックネームでも相談可能(相談者の意向で名乗ることも可)。
- ・相談上必要な情報と判断した場合、年齢や居住の市町村等を尋ねることがある(答えなくても可)。
- ・相談に対する助言指導、関係機関の情報提供、来所予約などを行う。

●来所相談

- ・初回相談時、相談票を記入してもらう。
- ・事前に予約の電話が必要。感染症拡大防止の観点から、来所前にある程度の事情を聴き取っている。

●証明書発行

- ・「DV防止法」第3条第3項に基づき、女性相談員による来所相談の証明書を申請により用途に応じ発行している。
- ・DVの事実があったことを認定するものではない。
- ・電話相談のみの相談者は、発行の対象にはならない。
- ・申請するのは相談者だが、宛先は関係機関である。相談者には、あらかじめ用途と提出先を限定してもらう必要がある。
- ・身分証明書(写真付)の提示が必要。
- ・公営住宅入居にかかる来所相談証明書には、身分証明書が必要。

●男性からの相談について

- ・女性からの被害相談が多いため、被害者保護の観点より配偶者暴力相談支援センターとして男性からの相談は受け付けていないが、男女共同参画推進センタ

一としてぴゅあ総合が行っている男性総合相談などの他の窓口を紹介している。

(3) 山梨県警察本部

住 所 : 甲府市丸の内1-6-1
電話番号 : 警察本部 055-221-0110 (代表)
山梨県警察総合相談室
#9110または055-233-9110 (相談専用)
各警察署代表番号 (12警察署)
メールアドレス : kst-shonen@pref.yamanashi.lg.jp
相談時間 : 24時間受付 (夜間、休日は当直対応)

◇支援内容

- 配偶者暴力に関する相談
- 被害者等の保護対策
- 警察本部長又は警察署長への援助の申出に基づく援助の措置
- 加害者に対する検挙、指導・警告等
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る対応
- 保護命令に係る書面の提出及び通知の受理に係る措置
- 保護命令違反事件への対応

(4) 市町村

県内市町村の配偶者等からの暴力被害の支援担当課は、次のとおりです。

市町村名	担当所属	電話番号	メール	相談時間
甲府市	人権男女参画課	055-237-5209	danjyoks@city.kofu.lg.jp	
	甲府市女性総合相談室	055-223-1255	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/nadeshiko-plus/sodan/toiawase.html (女性総合相談室 問合せフォーム)	月～木 9:00～16:00 金 9:00～19:00
富士吉田市	福祉課	0555-22-1111 (代表)		
都留市	健康子育て課	0554-46-5113	kodomokatei@city.tsuru.lg.jp	月～金 9:00～17:00
山梨市	福祉課	0553-22-1111 (内線1133)		月～金 8:30～17:15
大月市	子育て健康課	0554-23-1168	kodomo-19206@city.otsuki.lg.jp	月～金 9:00～17:00 (来所相談は要予約)
韮崎市	こども子育て課	0551-22-1111 (内線176,177,178)	kodomo@city.nirasaki.lg.jp	月～金 8:30～17:15 (来所相談は要予約)
南アルプス市	こども家庭相談課	055-282-6049	kosodan@city.minami-alps.lg.jp	月～金 8:30～17:15
北杜市	ネウボラ推進課	0551-42-1401		月～金 8:30～17:15
甲斐市	子ども家庭総合支援拠点	055-278-1692	kosodateshien@city.kai.yamanashi.jp	月～金 9:00～17:00
	市民活動支援課	055-278-1704	shiminkatsudou@city.kai.yamanashi.jp	月～金 8:30～17:15
笛吹市	市民活動支援課	055-262-4138	shiminkatsudoh@city.fuefuki.lg.jp	月～金 8:30～17:15
上野原市	子育て保健課	0554-62-1199	boshi@city.uenohara.lg.jp	月～金 8:30～17:15 (来所相談は要予約)
甲州市	福祉総合支援課	0553-33-2203	fukushisougou@city.koshu.lg.jp	月～金 9:00～17:00
中央市	福祉課	055-274-8544	lg-fukushi@city.yamanashi.chuo.lg.jp	月～金 8:30～17:15
市川三郷町	子育て支援課	0556-42-8218		月～金 8:30～17:15
早川町	福祉保健課	0556-45-2363	hoken@town.hayakawa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
身延町	福祉保健課	0556-20-4611	kenkou@town.minobu.lg.jp	月～金 8:30～17:15
南部町	福祉保健課	0556-64-4836		月～金 8:30～17:15
富士川町	福祉保健課	0556-22-7207	fukushi@town.fujikawa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
昭和町	子育て支援課	055-267-5255	kosodate@town.yamanashi-showa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
道志村	住民健康課	0554-52-2113	jyumin@doshi.lg.jp	月～金 8:30～17:00 (来所相談は要予約)
西桂町	福祉保健課	0555-25-4000		
忍野村	福祉保健課	0555-84-7795	kodomo@vill.oshino.lg.jp	月～金 8:30～17:15
山中湖村	福祉健康課	0555-62-9976	fukushi@vill.yamanakako.lg.jp	月～金 9:00～16:00 (来所相談は要予約)
鳴沢村	福祉保健課	0555-85-2311 (代表)	fukushi@vill.narusawa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		0555-85-3081 (相談直通)		
富士河口湖町	政策企画課	0555-72-1129	seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp	月～金 8:30～17:15
小菅村	住民課	0428-87-0111	juumin@vill.kosuge.yamanashi.jp (一般用) juumin@vill.kosuge.lg.jp (LGWAN環境用)	月～金 8:30～17:15
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211	jumin@vill.tabayama.yamanashi.jp	月～金 8:30～17:15

◇支援内容

地域に根ざしたきめ細かな被害者への支援のためには、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。

具体的には、市町村の基本的な役割として、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが考えられます。

詳細につきましては、お住いの市町村にお問い合わせください。

(5) 保健福祉事務所

県の各保健福祉事務所の連絡先は、次のとおりです。

保健福祉事務所名	担当	所在地	電話番号	メールアドレス	相談時間
中北保健福祉事務所	福祉課	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3443	ch-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp	月～金 8:30～17:15
峡東保健福祉事務所	福祉課	山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	kt-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp	
峡南保健福祉事務所	福祉課	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	0556-22-8145	kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp	
富士・東部保健福祉事務所	福祉課	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9047	ft-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp	

◇支援内容

保健福祉事務所へ相談があった場合は、被害者の安全確保に留意しながら、関係機関へのつなぎや、被害者の自立を支援します。

具体的には、母子・父子自立支援員を中心に、就業や生活の相談に応じ、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する情報提供及び支援を行います。

(6) 女性の人権サポート・くろーばー

住 所 : 日本郵便(株) 甲府中央郵便局私書箱14号
電話番号 : 080-6739-7830 (電話相談窓口)
080-7884-7829 (甲斐市委託電話相談窓口)
メールアドレス : hotaru.m.k@dream.com
相談時間 : 電話相談 080-6739-7830 (12:00~19:00 毎週水曜日)
080-7884-7829
(甲斐市委託電話 9:00~19:00
* 休み/土・日・祝日・年末年始)

◇支援内容

●相談・支援事業

電話相談・面接相談

●シェルターの提供

シェルターでの生活はおよそ最長2週間。その間に心身を休ませながら、今後の安全な住居の確保を行う。

必要に応じて行政機関、法律事務所、病院、警察署に同行支援。また再就職なども共に話し合う。

●DV・デートDVの出前講座開設

●ふれあい事業

食事会・食の支援活動

●研修会・学習会事業

●こころの相談室 (臨床心理士が対応)

●こころのケアサポートグループ (お問い合わせは事務局まで 080-6739-7830)

(7) 日本司法支援センター山梨地方事務所（法テラス山梨）

住 所 : 山梨県甲府市中央1-12-37 イリックスビル
電話番号 : 0570-078326
相談時間 : 平日9:00~17:00（職員による対応）
 弁護士相談は毎週火・金曜日13:00~16:00。
 原則毎月第2月曜日9:30-12:30。

◇支援内容

《情報提供》

●DV等被害者への情報提供

DV等被害者へ問題解決につながる法制度や相談窓口を案内する。

《法律相談》

●民事法律扶助相談（無料）

経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談を実施している。利用には、収入や資産が一定額以下であることなどの要件がある。

●DV等被害者法律相談援助（資力基準内であれば無料）

DV被害（配偶者・同居の交際相手（いずれも「元」を含む）からの身体に対する暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）を受けている方や、受けるおそれがある方に対し、資力に関わらず、再被害の防止に関して必要な法律相談を行う制度。相談可能な弁護士を個別に紹介している。

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下（※）である場合、弁護士相談費用が無料になる（資力超過の方は5500円（税込み）の相談料がかかる）。

※DV被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）は、処分可能な現金・預貯金の合計額から除く。

《立替制度》

●民事法律扶助制度による費用の立替制度

弁護士に依頼をした際の費用（着手金や実費）等の立替えを行っている。立替制度の利用にも収入や資産が一定額以下であることなどの要件がある。まずは弁護士との法律相談を受け、必要な場合は審査の上、弁護士費用等の立替えを行う。

《相談窓口》

●犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）

平日9：00～21：00、土曜日9：00～17：00でDV等被害者へ問題解決につながる法制度や相談窓口を案内している（このダイヤルでは弁護士による法律相談は実施していない）。

(8) 山梨労働局

住 所 : 山梨県甲府市丸の内1-1-11
電話番号 : 055-225-2857 (職業安定部職業安定課)
メールアドレス : anteika-yamanashikyoku@mhlw.go.jp
相談時間 : 平日 8:30~17:15

◇支援内容

●主に以下の支援を行っています。

- 1) 労働市場の現状を踏まえた求職条件面に係る綿密な職業相談、職業紹介
- 2) 保育施設等の情報提供や関係機関への紹介
- 3) 適合する求人の新規開拓、既存求人の求人条件緩和指導
- 4) 職業能力の向上を図るための職業訓練の受講指示 (訓練中の給付金支給を含む)
- 5) 雇用助成金 (事業主に支給) の活用による雇用機会の拡大
- 6) 雇用保険から失業給付の支給 (雇用保険に加入する条件で就労している方が失業した場合)

・ハローワークの求人票はパソコン、スマホ等インターネット接続環境があれば閲覧することができます。ハローワークへの利用登録をしないと閲覧できない求人が一部ありますが、ほとんどの求人票は利用登録がなくても閲覧できます。
※「ハローワークインターネットサービス」で検索。

・ハローワークへの利用登録はインターネット上で完結できます (求職者マイページ)。また、仕事探しの相談についても、事前に予約をしていただければ、オンラインでも対応しています。

・ハローワークの求人票には、入居可能住宅の有無の欄があります。入居希望の場合は応募連絡の際に、ハローワーク職員が事業所に入居希望を伝えます。入居費用 (家賃) の負担については、会社規定により様々ですので応募連絡時に合わせて確認します。

(9) 山梨県県土整備部建築住宅課住宅対策室

住 所 : 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話番号 : 055-223-1732
メールアドレス : ju-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp
相談時間 : 平日 8:30~17:15

◇支援内容

- ・ 県営住宅の入居に関する相談
- ・ 県営住宅入居申込受付

○入居希望者の入居に関するご相談、入居申込は下記の管理代行者・指定管理者で受け付けています。

【甲府市以外の団地及び貢川団地】

名 称 山梨県住宅供給公社
住 所 山梨県甲府市丸の内2-14-13
電話番号 055-237-1656
相談時間 平 日 8:30~18:30 (12:00~13:00 窓口休業)
日曜日 8:30~17:15 (土曜・祝日は休業)

【貢川団地を除く甲府市内の団地】

名 称 山梨県営住宅管理センター (芙蓉建設株式会社)
住 所 山梨県甲府市下飯田3-1-39
電話番号 055-237-2278
相談時間 8:30~18:00 (ゴールデンウィーク・年末年始は休業)

参考文献

- 内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp>
- 「配偶者からの暴力相談の手引き 配偶者からの暴力の特性の理解と被害者への適切な対応のために」平成 26 年 3 月改訂版 内閣府男女共同参画局
- 「DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン」令和 3 年 10 月 厚生労働省
- 「第 4 次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画～DVを許さない社会の実現を目指して～」平成 30 年 12 月 山梨県
- 「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」令和 3 年 3 月 山梨県

配偶者等の暴力被害者支援マニュアル（令和5年3月）
山梨県子育て支援局子ども福祉課